



米国食肉輸出連合会は、日米の食肉業界の飛躍に貢献できるよう努力しております。

# Trader's Be&Po

米国食肉輸出連合会 (USMEF) <http://www.americanmeat.jp>

Volume 016 Nov 8, 2004

Trader's Be&Poはメールでもお届けします。ご希望の方は、下記にご記入の上、FAX返送してください。

お名前 様 メールアドレス @

**FAX番号 03-5542-2912**

「Trader's Be&Po」はインターネットでもご覧いただけます。  
ご希望の方は、下記URLからダウンロードしてください。  
<http://www.americanmeat.jp/publications/tnf.html>

★「Be&Po」とは、Beef(牛肉)とPork(豚肉)を合わせた言葉で、アメリカン・ミートがもたらす豊かな食の世界を表現しています。

## BSE関連ニュース

### ■日米牛肉貿易再開について -米国食肉輸出連合会

10月23日東京で開催された、牛肉貿易の再開に関する日米次官級会合で、両国間で確認された事項について、米国食肉輸出連合会会長フィリップ・セングは『日米間での牛肉貿易再開への重要な一歩』とのコメントを発表した。

さらにセング会長は「アメリカにとって最大の市場である日本への牛肉輸出再開を大いに期待する。米国産牛肉の安全性は確信しているが、日本政府が必要とする追加的証明を、米国農務省(USDA)や関連当局との共同作業により、継続して進めてゆくつもりだ。また、今回の日米の話し合いにより、今後日本に提供する米国産牛肉は世界でも最も安全な商品として、日本の関係者から信頼をいただけるだろう」と述べた。

また、「我々は米国政府関係者との話し合いを通して、いつ頃までにどれだけの数量が輸出可能であるか正確に算出する必要があり、昨年12月のBSE発生以前の輸出レベルを早急に回復するよう努力する。今回の共同声明により、米国は生産記録による月齢認証を暫定的手法として、20カ月齢以下の牛に由来する、牛肉及び牛肉製品の輸出が可能になったと解釈している。また日本政府の同意を得て新たな月齢判定方法に移行することができると考えている」

そして今後の活動については、「今回の合意では、2003年から導入された牛肉輸出認証プログラム(BEV)に類似した新たなプログラムの導入を条件としている。導入にあたって、当連合会は関連諸団体と連携体制をとり、規模の大小にかかわらず我々の会員企業である食肉加工、輸出企業などを援助していく。一方で、日本の業界関係企業と消費者の米国産牛肉への信頼回復のためのマーケティング活動を積極的に進めていきたい」と語った。

(共同記者発表については3頁を参照のこと)



米国食肉市場ニュース

～ 牛肉 ～

牛肉市況(10月18日～22日)

- 週間と畜頭数：64.1万頭(前年比2.4%減)。
- 肥育牛の取引価格(100ポンド[約45kg]当たり)：  
主要5市場では、平均86.03ドル(前週比2.81ドル高)。  
枝肉価格は平均134.25ドル(同3.55ドル高)。
- 牛肉価格：歩留まり等級3(YG3)のチョイスは140.75ドル(前週比4.35ドル高)。YG2～3のセレクトは134.67ドル(同3.44ドル高)。

オクラホマシティーにおける去勢牛の体重別、100ポンド(約45kg)当たりの価格(US\$)

体重(ポンド)	10月18日～10月22日
400～500	129.00～152.00
500～600	115.00～136.50
600～700(子牛)	108.00～118.75
600～700(若齢牛)	115.50～119.50
700～770(子牛)	100.00～109.00
700～800	113.00～118.00
800～900	106.00～114.50

※2004年10月22日 Cattle Outlook (Glenn Grimes & Ron Plain)

主要12州のフィードロット内頭数<sup>2</sup>、前年比1.0%増  
(2004年10月1日現在)

	2004年 <sup>3</sup>	対前年
9月1日現在フィードロット内頭数 <sup>4</sup>	9,973	101.0%
9月導入頭数	2,374	96.0%
9月出荷頭数	1,800	89.0%
9月のその他の消失 <sup>5</sup>	61	97.0%
10月1日現在フィードロット内頭数 <sup>4</sup>	10,486	103.0%

- 注: 1.アリゾナ、カリフォルニア、コロラド、アイダホ、アイオワ、カンザス、ネブラスカ、ニューメキシコ、オクラホマ、サウスダコタ、テキサス、ワシントン  
2.収容頭数1,000頭以上。  
3.単位: 1,000頭。  
4.穀類あるいは他の濃厚飼料を主食とし、セレクト以上として肥育される、と畜用の牛、子牛。  
5.死亡、放牧場への移動、他のフィードロットへの移動など。  
※2004年10月22日Cattle On Feed (Glenn Grimes & Ron Plain)

米国食肉市場ニュース

～ 豚肉 ～

豚肉市況(10月18日～22日)

- 週間と畜頭数：216.7万頭  
(前年比3.4%増)。
- 肉豚の現金取引価格：主要市場の価格は前週比0.75～3.00ドル高。  
枝肉は同週比0.07安～2.04ドル高で推移した。

主要市場における100ポンド(約45kg) 当たりの最高価格(US\$)      185ポンド物(約83.5kg)の枝肉平均価格(US\$)

	10月22日		10月22日
ベオリア	46.50	東部トウモロコシ地帯	66.88
セントポール	51.00	西部トウモロコシ地帯	69.06
スーフォールズ	52.00	アイオワ・ミネソタ	68.81
ミズーリ中央部	48.00	全 国	68.28

※2004年10月22日 Hog Outlook (Glenn Grimes & Ron Plain)

業界ニュース

●消費者の豚の好みに変化

ハートランド研究所(本部シカゴ)が実施した調査によると、最近の消費者は、冷凍でない生の豚肉製品を好むことがわかった。また、加工・調理済み食品を購入し、ブランド製品や社会的責任のある製造方法に好感を抱き、大手スーパー・レストランチェーンの利用頻度が増加している。

豚肥育農家は専門化を進めることで事業効率を上げ、豚肉業界では変化する消費者ニーズに迅速に対応するための垂直統合が進んでいる。これにより、消費者には高品質と低価格、豚肉生産者には専門化と収益増、リスク軽減というメリットが生まれる。

※2004年10月25日 Meatingplace.com

●スィフト社、付加価値製品増産体制へ

スィフト社は、付加価値製品の大幅増産に向け、12月中旬をめどにコロラド州牛肉工場の生産体制を再編する。これは同社が2年前に発表した「食肉会社世界一構想」の段階的施策の一環であり、一次加工以降の作業を、生産能力に余裕があるネブラスカとテキサス州などの工場に移転し、その代わりに高マージンの付加価値製品を生産する。これによってコロラド州以東の得意先に、迅速に効率よくフレッシュミートが配送できるというメリットもある。同様の再編は、既にケンタッキー州の豚肉加工工場でも成功しており、付加価値製品ラインとしては、本格的イスペインックミートやスィフトブランドのデリミートを発売している。

※2004年10月14日 Meat and Poultry Online



参考

**日米両政府による牛肉および牛肉製品の貿易再開に関する共同記者発表**

(日本政府発表文骨子)

平成16年10月23日

会合において、日本政府は国内のBSE対策の見直しプロセスについて、米国政府は米国内でとらえられているBSE対策を説明し、双方向の牛肉貿易再開のための基本的な考えを提示した。

協議の結果、両国は、以下の条件・枠組みの下で、それぞれの国内の承認手続を条件として、科学に基づいて、双方向の牛肉貿易を再開するとの認識を共有した。

詳細については、専門家及び実務担当者による検討作業が必要である。

**A. 米国への日本産牛肉の輸出**

米国は、規則制定手続を経て日本産牛肉等の輸出を認める。

**B. 日本への米国産牛肉の輸出**

米国は暫定的貿易プログラム(牛肉輸出証明(BEV)プログラム)を設ける。

- ・ 特定危険部(SRM)はあらゆる月齢の牛から除去する。
- ・ 牛肉は、個体月齢証明等の生産記録を通じて20カ月齢以下と証明される牛由来とする。
- ・ 両国の専門家は、枝肉の生理学的月齢を検証するため、枝肉の格付け及び品質属性に関する協議を継続する。この検討のための特別研究を行い、結果を提供する。

**C. 国内手続と貿易再開のタイミング**

日米両国は、可能な限り速やかに国内の承認手続に着手し、双方向の貿易を再開するよう努力する。

**D. 共同の科学的協議の継続**

- ・ BSEに関し、日米の専門家による共同の科学的協議を継続する。
- ・ 国際獣疫事務局(OIE)及び世界保健機構(WHO)の専門家を含む国際的な専門家が、協議への参加を招致されうる。
- ・ 協議は、直ちに始まり、その情報は BEVプログラムの検証(以下E)のために提供される。

**E. BEV プログラムの検証**

BEV プログラムは、2005年7月をめぐりに日米両国により検証される。OIE 及び WHO の専門家による科学的検証を考慮。検証は両政府の一致した判断によって結果を出し、日本の場合その結果は食品安全委員会の審議を条件とする。

**F. 貿易の攪乱の防止**

少数の追加的な発生が確認されても、科学的根拠がなければ、輸入停止にはつながらない。

**G. 査察システム**

日米両国は、相手国施設の定期的な査察に協力する。